

# 第1部 総 説

## 第1章 環境を巡る動き

我が国は、昭和30年代以降の高度経済成長期を境に、G N P は上昇し、国民の生活水準は向上したが、その反面、急激な工業化や都市化の進展などに伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、無秩序な開発による良好な自然景観や貴重な動植物の消失などが大きな社会問題となった。

このため、国では、昭和42年8月に公害対策基本法を制定し、昭和45年の「公害国会」では、公害対策基本法の改正を始めとする公害関係14法の制定・改正が行われるなど、典型7公害を中心とした総合的な公害防止対策が進められ、昭和46年には環境庁が設置された。

本県においても、昭和44年に公害防止条例を制定し、大気及び水質の上乗せ排出基準の設定や法律に先んじた総量規制を導入するほか、公害防止施設に対する融資制度の創設、さらに、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定などの公害防止対策を積極的に進めるほか、県立自然公園条例や自然海浜保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁などの産業公害の改善や、自然環境保護に大きな成果を上げた。

このような取組の中で、環境汚染は全般的に改善の方向に向かってきたものの、一方で近年の環境問題は、経済社会の進展や生活様式の変化に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水等による河川・海域の汚濁、廃棄物の増大、不法投棄等に起因する都市・生活型公害に移行してきた。また、ダイオキシンや環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）等の有害な化学物質による人の健康や生殖機能への深刻な影響が新たに顕在化し、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題が大きな課題となってきている。

国においては、このような環境問題の構造変化や地球環境問題に対処し、環境への負荷の少ない社会の構築を図るため、従前の公害対策基本法に代わり、平成5年11月に新たな環境施策の基本的な枠組みを定めた環境基本法を制定するとともに、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成6年12月に「環境基本計画」が策定された。さらに、平成9年6月には開発事業に伴う環境破壊を未然に防止するための環境影響評価法の制定、平成10年10月には地球温暖化対策推進法の制定、平成

12年6月には循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、21世紀へ向けた環境保全対策への本格的な取組が行われている。

本県においても、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町村、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。また、平成11年3月には愛媛県環境影響評価条例の制定、平成11年4月には「愛媛県環境保全率先行動計画」の策定、平成12年3月には「えひめ循環型社会推進計画」の策定及び愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定を行い、環境先進県を目指して環境施策を積極的に推進しているところである。